1968年度第59回宜野湾市議会会議録（~~臨時会~~ 定例会）

※ 6月25日（第9日目）　（午前10時1分開議）
（午後4時59分散会）

※ 出席議員（20名）

1番 伊佐清安	2番 天久盛雄
3番 石川真六	4番 渡名喜盾仁
~~5番 宮里敏行~~	7番 比嘉盛栄
8番 又吉正弘	9番 羽原憲信
10番 稲嶺正廣	11番 安次富盛信
12番 大川昇	13番 知名朝司
14番 崎間正篤	15番 仲村孝仁
16番 武島行男	17番 佐事真弘
18番 比嘉義定	19番 宮城盛昌
20番 伊佐徳次郎	21番 仲村盛光
22番 古波蔵清次郎	

※ 欠席議員（1名）

5番 宮里敏行

※ 議事説明員

市長	島袋全一	助役	沢し安一
収入役	奥里将俊	総務課長	呉屋好永
住民課長	棚原盛真	厚生課長	伊佐友誠
税務課長	仲村恭信	農林課長	崎間政光
商工観光課長	古波蔵信三	都計課長	知花義世

施設課長　新垣善信　~~出納室長　平良春子~~
固定資産評価室長　武島正孝
消防長　大城仁幸　水道部長　仲村春盛
営繕課長　奥里将弘　会計課長　多和田真一
工務課長　金城健栄

※ 事務局出席者
局長　宋吉健男　庶務係長　照屋　毅
議事係長　島袋真由　書記　仲村春夫
書記　比嘉定治

※ 議事日程（第9号）

1968年6月25日（火曜）

日程第1　議案第24号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（総務報告）
日程第2　議案第26号 宜野湾市営住宅設置及び管理条例について（経済民生報告）
日程第3　議案第33号 1968年度宜野湾市一般会計ホハキム追加更正予算（建設報告）
日程第4　議案第45号 予算の繰越について（建設報告）
日程第5　議案第18号 財産の取得並びに契約について（総務報告）
日程第6　議案第25号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（総務報告）
日程第7　議案第31号 1969年度宜野湾市一般会計ホハキム予算（総括審議）
日程第8

議長

出席議員18名でございます。市町村自治法第96条の規定により議会は成立してございますことをご報告申し上げます

（午前10時1分）

議長

①報第1号から報第4号休憩いたします

（午前10時3分）

再開いたします（午前10時4分）

議長

①報第1号 議第2号から第4号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。6月18日の本会議において総務委員会に付託されましたが、一応審査を終了いたしまして報告が参ってございます。一応事務局をして朗読させます。

議長

休憩いたします（午前10時5分）

再開いたします（午前10時7分）

議長

総務委員会の報告を求めます。

総務部長

主に教育費関係の質疑を読みてい
ただきまして　総務部長はといたしま
しては、あらゆる方面から検討いた
しました結果、報告書のとおり、条例
通り可決すべきものと決定しております。
ただ(1)款になりますと、お書第
2号議案であります。議案第1
号議案においては、現行の40ドルか
ら45ドルに改正されてあります。
その議案によって支給されるとこ
ろの各補償費などに管理補償或いは
保障費と或いは又現在実施してあり
ますところの給与費等そういったよ
うなものを、この議案から導出した
場合に補償がなり、補償実施し
ました。学歴がなりところの補償につ
きましては、やはり初任給は現行の
40ドルから45ドル、それから高等
学校学歴を有する者は現行想定か
らいくらまで、すべて1号　11号給
47ドル　それから　大学の卒業者は
4年制課程を終了して補償の新
規採用者になりましては　学歴と補償
あ、補償じゃない学歴　その他が
加算されます。そうしますといきあ
いの2号給　83ドルといった形で
教育職員になる訳であります。
そういまた場合、政府の16歳、義務

員会、或いはその各地方団体の初任給の支給状況から見まして妥当と思われる場合、余りにも高すぎると言った形なことで論議の焦点になった訳であります。そこでこの予算書につきましては、なお酒井の他の要部を伺うがいまして、この程は一応当でと思いますが、初任給の調整の支給については、この決定をそのまま通用した場合に、主旨申し上げまして、他に地方団体並びに政府公務員、或いは教職員等その他の支給状況からして考慮されますので、これを改訂して初任給の調整の支給をすべきだというような要望の強い論議を得ましたので、一応この改正案は認めた訳でございます。更に付け加えて申しますならば、一般の事務員、これは105ドル、48号給これが今度の改正によって105ドルになる訳であります。それから技能員、技能は112ドル、それから消防の場合140ドル、それから部長が180ドルというような状況になる訳であります。尚外にたくさん沢山質疑がありましょうかと思いますので、その都度お答え申し上げたいと思います。

議長

本案に対する質疑を許します。

1番

給与表にあらわされる別表第1の三級の別、この三級の給与引上げについて市長は30ドル上げるということでありますが、この上げる大きさの理由。

総務課長

今回に三級の特に市長が30ドルアップしたその理由はございません。ただ提案理由にございますように議員報酬又他市町村の状況からしてこの額は妥当ではないかというような考えから30ドルのアップをしたい旨であります。

1番

他市町村にくらべてこの額が妥当であるということですが

総務課長

これは資料がありと、コザ市は現行の230ドルから300ドル、具志川が200ドルから270ドル、浦添が210ドル、美里が200ドルから240ドル、石川が200ドルから230ドルとなっております。資料を差し上げてあります。

議長

外に質疑もない様でありますので質疑を終りたいと思いますが、この里道ございませんか

（里道なし　との呼ぶ）

議長

この里道がないので質疑を終ることにいたします。
本案に対する討論を行います。

1番

前財政当局に向当市財政の厳しさをよく御説明申上げたのであるんですが、市の財政を憂慮するんです。毎年黒字黒字と言いながら、決算の黒字が出てきたと言って手ぬかりを思ってもらっては困る場合に出て来た場合には地方財政をよく考えて政府にきびすべき処置が出てくるものと思います。
更に本年度を見てみますと、財政の硬直化につながる土木事業費が非常に増加されてあります。この様な状況にあっては地方財政の健全化を図ることが出来ないと思います。
三、政府に対しまして、地方財政の充実をはかるべきであると思います。

市当局が（獲取不能）評価して行政目標を市民が納得する形で行政目標を明示するらで。これをつくしてもらいたいと思います。

8番

議案第2号の市野川学童職員の勤務に関する条例の一部を改正する条例について賛成いたします。

内容を少なくした場合に、まず特殊勤務手当として身体障害者、行路病人取扱いの手当、それと老人の取扱いの手当、その2つだけであります。

これは当然そういうものは特殊勤務として当然通ずるものであると思います。そして給与表にあきらかにする価の上昇にあって職員の給与を引上げその者に対しては、当然その手当はごくごくのものであると思います。そうしてその他につきましても多額上昇、そういうものに対しまして妥当であると思いまして本案に対して賛成いたします。

議長

了にあると思いますが、一応討論を伺いたいと思いますが、討論ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議　長

異議がございませんので討論を終結することにいたします。

議　長

次に第１号議案について採決をいたします。
第１号議案を可決することに賛成の方挙手願います。

議　長

賛成多数であります。よって議案第１号は原案どおり議決されました。
次に第２号議案から第５号議案までは一括して採決する条例と、一部を除外する条例につきましては、原案どおり可決を見ました。

議　長

次に日程第６、議案第６号宜野湾市税条例の一部を改正する条例についてを６月１９日の本会議にあさまして、再付託されましたが、一応書類を配りまして、原案を一部修正して可決すべきものと、いろいろ内容の都合等が分ってまいります。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長

消費者の都合を求めます。

消費者

代金について安に都合のよいものであります。ぜひ御賛成願いたいと思います。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩いたします（午前10時32分）

再開いたします（午前10時32分）

別段

なし。

なしと認めます。入居者の不正詐欺等の行為によって家賃を減免受けられた或いは割引の減免を受けた者に対する割戻しでございまして、それから割増賃料の場合は主に認められております。入居者の責に帰すべき事由によって割増賃料を受けたということであります。入居してから手間にその例えがありますが最初の場合に係にいたということであります。また手数料は（種別不能）徴収ができるという。また人数に応じ

495

は出きないという。

3番 助役

たびたび3千円を献金した者では行政ばつである。

3番 助役

入札したが3千円以上献金した者には、これはできる。従って業者にしてみれば、そういう不正事業が3千円にかかった場合には、明治憲法を論議しなくちゃいけないという意味です。

10番

3千円未満は割り当て通知を明治憲法でできないんですが。

助役

これはなぜかというと。

10番

子供だけで使う金額です。そういう判断だったら、じゃ、そうしますと、この3.千の不正行為によって業者の一部を懲役にする意味は、いわゆる法律もらにそういう場合にです。(0)この意味による行為で業者を子供は、その場合は、3千円未満の場

何は罰則規定だけの問題、制限し、主要なものとは、ある程度手は不可能と。

議長（渡辺）

34条のですね、罰則規定では、給与は14条というですね。これは不当罰則規定じゃないかと思います。というのは、人格者がですね、少年人が著しく低下である場合には特権とかですね、労働において、そういうような事情によって、警戒又は説諭を減免された場合の罰則規定じゃないかと思います。

14番

そういうような意味のことをね、この問題なんですが、例えばですね、当事者の判断であって、この立面から或いは又立場から解釈しますと、例えば者によって解釈不能で、当事者がそれ判断している。60歳に未満であろうという判断でやっている。やはり場合によりますが、例えば34条の罰則はできないと、34条の罰則はできないという考えですが。

議長（渡辺）

そうです。

議長 清岩

いわゆる申し込みにおいですね。そういう不正があった場合には明渡の対象になるという意味です。

14番

明渡しの請求権があると、まず手続済にす。

議長 清岩

そうです。

14番

例えばいわゆる70㎡の所得があるんだが、60㎡だけというふうにして例えば申し込みをなし、70㎡の所得があるということが判明した場合には、この第14条の罰則規定は適用になりと

議長 清岩

当然申込み内容で不正があった場合には、明渡ですね。

14番

そうしますと、その不正行為により家賃を一部の減免を受けたとき、これは解釈するんですが、行政執行法によって、減免措置はないと思うんだが

27番 議員

受験することじゃなくてですね、いわゆる入学資格がなかった者が受験があるように。

14番

これは法的に受験を行政ごと判断します。

27番 議員

受験をという意味は入らないんじゃないですから

14番

受験をということは。

議長

休憩いたします（午前10時41分）

再開いたします（午前11時）

議長

本案につきましては、一応質疑の段階において修正意見にしたいと思いますが、修正意見ございませんか

（修正なしの声）

議長

修正意見がないので、原案決定いたします。

議ビ

ロ行する議案第3号1968年度山陽特殊一般会計補正予算について申し上げます。本議案にあって事務局に対する要望をあるようでありますが、報告書が来てありますので一応事務局などをして説明させます。

議ビ

休憩をします（午前11時10分）

再開をします（午前11時13分）

議ビ

事務局の報告を求めます。

事務局ビ

事務局長の報告を申し上げます。その前に本議案から報告がありましたように、予算は条例の2条に反するという面で減額修正に減じてあります。あの時点で予算書がなくて簡単に引き受けて又内容面にあさくして本議会で地産の売払代金を中部商業の側が主体になってありましょうで、やはり中心にしてやるべきだということで簡単に引き受けて申し訳ないと思ってあります。この席からあやまり申

げておきます。内容におきましては市税の増、交付税の減等によるところの10億円弱の減という収入面でございまして、本年度に予算に計上する新たな内容でございます。問題になっておりますところの未払金が17億6千万ドルの中部商業の負担が一応5,000万ドル分の執行で残り12億6千万ドル減になっておるという面につきまして事務に発生した問題点と存じます。この問題におきましては市民本位の姿勢をあいまいにするものだと、政府がそういう事務を進めることによって、市民本位の姿勢を反逆するという面で当然これは問題であるということで、私としては意識を進めた形でありますが、一応政府とか、そういうのを調べてみたところにおきましては、決定の段階におきまして中部商業事務所の無償で中央教育研究所に貸与するとなっていると、いう面で議決をされております。その財源におきましても、ODA事業というのを中央教育研究所に無償で貸与するという議決をされております。そういう面で政府は予算の範囲内でやるという形なはずの形でありまして、この件については地方自治の姿勢という面で

市町村の財政を圧迫する面においては強行に出られるんだが、
それで中部商業の村が財政の時点にあさられて、その影響にもう1村、一方われわれがつくる村をも併合する村をつくるという計画で相当の影響を与えているということで、その時点にあさられて2つの村が出来ると、それに大きな影響が及ぶということなんで、それだけの影響を受けるということで、その点にあさられて予定計画においては商業の村1村ということになってありますが、その面から私共は検討しまして、そこが1番の問題のある程度の意思決定が必要じゃないかというご結論を出してもらいます。
と申し上げますのは、中部の村影響が1番大きく、これはプリントにしてあ上げたらと思っているわけ。市が買い上げた総面積が1,12,827平方メートルでございまして、その後新規購入されて20ヘクタール増が増えてあります。1方で中部商業の村の影響が13.4ヘクタールでございまして、この内、政府が買い上げた面積は67年度までに10,139ヘクタール、3,294ヘクタール残っている状態になってあります。今年で68年度、この事業になります。

なぜ計画は実施されないのでしょうか。
ご存じのとおり、この5,000ドル以上を
例えば市町村には683万円を5,000ド
ル以上に充てるということでございます。
一方で10,822万円を5,000ドル
を執行された市町村に対する額が第二位
でございます額が10,822万円になり
まして、差引き、この計画市町村を
して市の負担になっている額が2,611
万円ということになる訳です。この5,000
ドルが執行された場合ですね。そう
いうことでございまして商業(の)特
の設置基準の人数を調べた市町
にどういう影響になっているかをやし
上げますと、商業(の)特の設置基準
によりますと、主婦480人ですが、
1人当り30平方メ、480人を超えると
1人当り10平方メを超えるとい
うことでございまして、今中部の商業(の)
特の生徒が例えば1,411名、女子が
あります。しかし1,500名ですと逆に
1たりないという形で学校の意向であ
る形でございます。これは中央
教育委員会が人員を決定するやっ
ぱりでつくるでは困らないとい
うことであります。その基準が1,500
名に達しても例えば24,600平方メ
ートルの校舎があれば足りるということ
です。基準に達すると、いろいろとで

りまして、現在確保しているふ,000ドル
預手度の執行のふ000ドル分を加えて
も、10,822万確保されてる格好
になってあります。そういうことで市と
しては緊縮予算に乗りの状況
を政治が支持するかというよりは、この
残った分を市有地として当然基
準の面積にも満たない基準面
積があるし、使用してない分が相当
ございまして、それをは現地を行って調
査した訳であります。この2,611万、
未払分は市有地として確保した方が
いいんじゃないかと、その面で議会
の意思決定を必要ではないかという
ことを答弁をさせてあります。又それ
と同時に、その商業関係敷地の
一部分を学校法人の裁判所ですが
無償使用の形で使用している現状
であります。これは一応市にとっては
使用させてくれというあれはあった
らですが、しかしこれは中部商業
敷地として中央教育委員会に渡して
あるということを申し上げるとそう
そうは返って行かれないらしいが、
中央教育委員会に対しては強く申請
はしないということで協議決定その
外事業をやってますが、相当アスファルト
として市有地を使用している状況
であり、無償使用という形になって。

この点についても非常に検討を加えなければいけんじゃないかという所存であります。予算上の面においては只今事務局から説明をさせた次第でございます。
以上をもって一番目の書面質問を終わる申し上げ、後は皆様の質疑にお答えしたいと思っております。

議長
本案に対する質疑を許します。

16番
只今申請商業の動向についていろいろ説明がございましたが、いわゆる多くの手続無償で貸与されが中央政府地方自治体に、いわゆる政府外のそういった他の自治体の批判を反逆をして買い上げた土地に対する政府への支払いの使途とかいった部分の面で説明やられたかどうか、そこらで説明されたかどうか。

津波事務局
当局の説明によりますと、申請工業或いは漁港関係そういうような配慮した場合には、どの請求分に支払っているという形なのがございます。新設の件をかかえて市財政に対して

そういう面がある程度手伝って支払っている。

16番

私が聞いているのは、中央教育委員会自体の態度です。政府の態度。政府がほかの面にせ事業ここに支払いがいいんだということじゃなくて、いわゆる学校の状況を反映している事業に対しては当然中央教育委員会承知のはずであります。そういった面をしっかり守く、当然支払わなくちゃいけない。これを早急にやる様に、どの程度政府に対して働きかけをしているかどうか、そこら辺について。

津谷一雄氏

その点につきましては、調査しておりません。ただ市町村単位だけそうなっているかという状況を説明を聞いたら、津谷の特式には中部工業もやはりこの程度の支払い状況だという話なことでございます。中央教育委員会自体の政府に対する態度をそういうところまでは調査してございません。

16番

今から、もう1点だけ、申しあげます。以上

確保されそその土地所有を政府に引渡す訳。その部分ですね。
方法はどういう処理にやっていますか。

建設委員長

これは当局と宜野湾市当局と政府が今年度はこの分、今年度はこの部分ずつとして所有権の移転をしている訳です。

16番

実はみきりそのは結局これだけの面積があるわね。部分的にこっちからこういった形に今度はこの部分。今度はこの部分とやっているか。とゆうようなのはですね。私が聞きたい移転はあるが何いうでいたらですね。どうせ一辺に私達はいかない（確認不能）そういった方法で所有権を移転されているのか。

建設委員長

只今あの委員としては、その部分的の図面が出てありますので、あれですが。それでその図面を参考図面大体ですね当局と打合せてやっているわけです。現在の6,000ドル位が、私達の一部が出てきます。

元墓が残ってありますようなものです。特に
ひの方 あの部分が 例度ふのびの部分であるということです。
現在空地になっているところの部分は まだ移転されてありません。
だがしかしの分は片付いてます
この交通裁判所に行くところの西
りの一部分は まだ所有者に対して移
転はされてありませんので 取り片
付けはできると思います。市の売ってない
部分はもうこれで処理するんですね。現
在この交通裁判所に対しても使用
されて 1つの建物がありし、市がその
一帯としても 敷地が相当基準面積
が多いもんだから 管理上まずい面が
ないとして 決まるんじゃないかというふうな
ことも考えられる訳です。

16番

こうですね 支部の交通裁判所が
かつて使用されているんであれば これ
は 当然当局としては 当然そのもの
いるものがあると思うんですが その使
用するのは、誰が使用するか 自
治体がやるか そう話合いを打合わって
ですね 仮に話合いが使を認めるか
ということは、これはあり得ないはず
です。

建設委員長

商業の振興策を提供して。

16番

提供してみるっていうのは、みくさんでも学校教育部としてですか。その目的に従っての結局使用であるんれば所有権者である里親法人はそれは結局貸与はできないだろうけれども。しかしながら学校の目的以外に使用するということであれば出るか。当然これは、所有権者としては出るか里親団体と考えると思んでいるよ。

建設委員長

だから学校法人ですか。中央教育委員会に対して使用許可、或いは使用許可のあれがあるかというと、当然そういう申請もないということでは明らかに警察庁が不法使用という形になる訳です。

16番

そうであるならば、いてこっちかってですか。どっちっていうと里親はないと思います。結局使用目的が使用しているんだから いわゆるくれだけの無償貸与はですか取り消すことできます。これは当然こっちから

やるべきであって、何らに関して必要はないと思いますが、どんなものですか。

建設事務局

聞くとか、そういう問題は今後ですね。建設事務局としての態度はそれを含めて、今設定使用してない部分の3,000坪程のうち未払いの部分だけは、市有地として市の公共施設をつくるんだという面でとった方がいいんじゃないかと。平米度15ドルの予算が政府で計上されているそうでありますが、その約束とそれだけで買い上げられる状態になるのか。今の時価で買い上げるならとにかくですが、しかしあの政府が例えば10ドル程度でと思いますから、それだけで買い上げられた場合には今までのまり子、そういうも適用をやられて、又そういう買い上げられた場合には大変、市としても迷惑するので、残った部分の土地は是非市が確保するように今後議会の意思決定もしてほしい。強く当るべきじゃないかというような委員会の結論でございます。

議 長

休憩いたします（午前11時30分）

再開いたします（午前11時32分）

16 番

当局に本要望申し上げてみたいと思うが、例様ばかりの問題にはならと思いまする。そこら辺いわゆる建設省の説明によりますと生徒数が1,500人になっても7,000いくらの広さで充分だというお話がありました。しかし既に1万坪余りも何とかが買上げるんだということであれば、そこには相当の余裕があるということを充分考慮されてありたい。そういった面から例様の学校建設というものが君を経済発展に伴いまして可能な限の基本的な拡大されるが、それはそれでいいが、しかしながら約2,000坪もあるならば、それで充分だと思ってありまする。従いまして、いわゆる999年という無償貸与であるにしても、この借り受ける側がこの目的以外に使用しなかった場合は、当然所有権としてそれの返還の請求いわゆる取消し、それはできると思いまする。そこら辺を充分に検討されていわゆる貸与の確保に充分留意してもらいたい。

3. 委

次の質問と関連いたしますが、公有財産の管理という面において非常に重要な問題だと思います。

先ほどの委員会の説明にもありましたように、中部商業の建設用地として立川市が中央教育委員会に貸した土地がそのあとに撫養会館をつくった。しかもその撫養会館の建物を撫養会に対しては立川市は無償で貸しているところの中央教育委員会も撫養会がそこに建物を建てるために使ってもいいという許可を与えることになる。こういう説明であります。ところが立川市は撫養会をいじめる。第4の新聞にもありますように撫養委員会が不正のことをしているうと同じであります。撫養会は不正な手段で他人の所有する土地に対して自分の建築物を構築している。不法建築物であります。

この点に関して申入れいたしますが、あの問題であります。これは、99年無償で貸してあるという事実。これを自分の不法行為によって所有者である立川市から無償貸与に関する契約を解除申入れを行使されたらどうするのだ。そこで中央教育委員会は撫養会に対して、出ると貸してないくせに。

こういうふうに立場を変えているんじゃないかと私は思います。
中央教育委員会が自らの意思で検察庁にそこに建築物をつくってもいいという意思表示をしているのは直接法務省からは中央教育委員会に対して、解除権は発生しないからであります。そこでそれに関しての等がありますが、中央教育委員会が検察庁に建物を建設することに対してふさわしくないものをもってそこのことがないということは、どこであそこがなったんですか。
重要な問題ですこれは。検察庁は他人の土地に勝手に建築物を構築してはダメではないかと思うのが常識であります。従って当然そこには中央教育委員会から検察庁に対してそこにその建物を建築しているんだという事実者には口頭にさえ承諾はもらえたと思います。

建設委員会
建物じゃなく道路と。

3 番
それが建築物じゃなくても現行法に違反しているという事実が明確であります。勝手に他人の土地を使用している。私も賛成致しかねます。

そして行きましたが、個別説明でもやんとおこられています。

議長

休憩いたします（午前11時36分）

再開いたします（午前11時37分）

3番

そして私が伺いまして聞きましたのは、中央教育委員会は必要だからという話で、無償で借りてあります。これを勝手に横浜市に使用を許している。勝手に使用を許しています。使用しているのを知っていながら、なぜ使用するなという文書をとっていなければ、使用を許していることになる。その辺について所有者としての市側の市当局は関係当局、即ち横浜市、もしくは中央教育委員会に対していかなる文書をとられましたか。

市長

お答えします。横浜市の道路の中につきましては、以前にこの道路を、この学校敷地の（須釜不能）横浜市の敷地と考えて使いそいんだというやく入れがありましたが、これは商業学校が管理しているので、学校に聞いたほうがいいだろうということ。

で、やった訳ですが、（聴取不能）警察の管理という考え方でやってあります。

3番

今あっしゃることは、白いうからゆし入れがあったというのは、検察庁からの申し入れですが、とすると市長が今の申し入れに、今説明されたように警察と相手にされて検討しているならば、こうことは考えられます。検察庁は現にそこに建てられているところの中部商業学校、そこの管理者であるところの校長から使用許可を或は貸しているかもわからないでしょう、考えられます。という所に一応考えられる訳です。そこで中部商業の校長は検察庁のその施設を使用することについて、許可を与えたかどうか、その辺の問題はなされたことはありません。

市長

それは別にやってありません。

3番

申請に事業がそこに存在していることは認識してあられるのであるから検察庁がその施設を使用していることについて、中部商業校長が、使用許可を与えたっか、市明答願が、質してみる

というの中央教育委員会、それが機関方に対して使用許可を与えたのが、すぐにはやらなくてやいけない問題であります。1週間以内にたしかめますが。

市長

はい、たしかめられます。

3番

結果については次の議会に報告してもらえますか。

市長

できると思います。お約束します

3番

市長がたしかめる手段方法としては口頭にゆらんで書面による問い合わせ、書面による回答を求めたりたしますが、それも出来ますか。
それじゃその時になって必要があれば又それを勧告をしまして申し上げます。

18番

1点だけ質問いたします。二重橋の9頁、道路橋梁排水費でございますが2,790ドルの減額になり説明の欄に新城地内街路工事から減に

なっております。そこは2ヶ所からの特定財源がでなくなっておりますが、これは新城工事（確認不能）からくる特定財源の減額が、その逆反映されております。

建設事業部

この件につきましては、一応入札の段階で予算よりは少なく請負ったということでございます。それだけ予算が余ったということ。

18番

私が質問したのは2ヶ所から特定財源がある訳です。一方は元の（確認不能）又新城（確認不能）組合という2ヶ所からの財源があるんですが、その辺の財源それを減額が。

建設事業部

2ヶ所によっては分かりませんが、これは入札減による。入札が予算より少なかったという面の余ったという面で減ったという説明を申しております。

18番

どこからの減額か

市長

どこからかということではなく．．．

18番

(0)このような場合には一部設計変更によってですね、工事ができるようにとの新城の地内にある訳ですね。それから生じた減額であるが。

市長

ご、仮定として。

18番

仮定の話できる方に答えさせて下さい。

議長

休憩をします（午後11時45分）

再開をします（午後11時50分）

議長

質疑もっきそうでありますが、予算に対する質疑をおきりそうと思いますが、市理解ございませんか

（異議なしとの声）

議長

市理解がございませんので、質疑をおきり、併せて一括で討論を行うことにいたします。

議長

第1号に対する討論を許します。

議長

討論がないものと認めたいと思いますが異議ございませんか

（異議なしの声）

議長

異議がないので討論を終結することにいたします。

議長

次に議第3号 1988年度宜野湾市一般会計補正予算第1号について採決を行います。
本案に賛成の方は起立願います。

（異議なしの声）

議長

異議がないので本案については賛成多数で可決することにいたします。

議長

休憩いたします（午前11時45分）

内閣官房長官（石原信雄）

議長

日程第4、請求第4号、予算の繰越について上程いたします。

本案につきましては、ただいまの案件議に入りまして、建設委員会に付託されました。委員会より報告書が出されております。一応事務局をして朗読せしめます。

議長

朗読いたします（ただいまの通り）

内閣いたします（次の通）

議長

委員会の報告を求めます。

建設委員長

建設委員会の審査の報告を申し上げます。只今事務局をして読み上げられたとおりでございまして、予算というものは、執行をお願いして初めて当然でありまして、112,000ドルの繰越ということにつきましては非常に遺憾でございます。しかし内容を検討した結果に4款の土木費の繰越分が未締結でございます。3款の教育費にあきまして、上地測量入費112,000ドル。これは善意に解釈の。

校地購入費でございますが、新城の部落有地の買上げの件で、価格も大体適正なりてどうにかしてみる。その他の件にあきまして個別に連絡してみるようでございますが、総務委員会に付託されましたところの人っ子保育所の問題がございまして、支払いの面において非常に難渋している状況であります。新潟というよりは遅れているような結果になっています。

そこで問題はその中に1件だけまだ合意に達していないものがあるということでございます。しかしながらこれは新城という字の新城はやらないと。是非この年度の精算の時期、8月までには支払うような方で執行してくれと。そういう面で外の事業との問題もこれは影響もあると、当分この件は考慮に入れてやらないやいなや問題でございますが新城との契約の内容にあきまして28年度以内中、支払うんだということもございまして、その以後どうなるかという問題を留めて、この日で係争の日時を必ず消滅するという問題も問題になる訳でありますが未執行であるので、繰越ということでございまして、この件につきましては、総務委員会に付託の上、内容面を検討

討されてあるということでございます。その他の満人、土木費にあきまして農到割増費と、それから各種の橋梁の方が未執行で、是非繰越をいたしたいことです。その点、本委員会としても、ご協力がないと、いくらながら予算を組む。以上は是非その手続内の執行はどうしてもやってまいりたいということを当局に申し上げまして、原案通り可決いたされたく熟でございます。その外につきましては質疑にお任せしたいと思ってあります。

議長

休憩いたします（午後0時2分）

再開いたします（午後0時3分）

議長

原案に対する質疑を終ります。

議長

討論がないようでありますと思いますが、次回議事進行にご協力願いたいと思います。

（異議なしの声）

議長

次回議事進行にご協力願いたいとします。

議長

予算に対する討論を許します。
なければ、省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長

御異議がないので討論を省略することにいたします。

議長

次は議案第4号より第7号の説明についてを担当に求めます。
答弁により可決することに御異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長

御異議がないので、予算については答弁により可決と見いたします。

議長

休憩いたします（午後0時5分）
再開いたします（午後0時6分）
午前中の説明をもって質疑をとにいたします。休憩（午後0時7分）

議長
定足数に達しておりますので、只今から午前に引き続き午後の会議を開きます。（午後2時3分）

議長
休憩いたします（2時3分）

議長
再開いたします（2時9分）
日程第5 議案第25号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例につきましては、6月18日の本会議におきまして、総務常任委員会の方に付託してありましたが、一応審査を終了いたしまして議長の手許まで報告書が参ってあります。本報告書を事務局長をして朗読させます。

議長
休憩いたします（2時10分）

議長
再開いたします（2時14分）
本案に対する総務委員長の報告を求めます。

総務委員長
総務委員会の審査の経過について御

報告申し上げます。本議案につきましても先の本会議で審査期限の延長をして頂きまして、当総務委員会といたしましては、あらゆる角度から検討して参って来た訳であります。それに尚本議案の1条の13号以外は殆んど議会の権限に属する機関でございます。

そういった様な立場から慎重にこの問題を審査して来った訳でございます。報告書の中で第1条の中の7号8号につきましては、これは選挙管理委員会委員並びに選挙長を選定する問題とも関連してありますけれども、委員会といたしましては、どうもこれは独立した機関だと思いますし、又その事に当る方々を対象にして、この報酬を決定した訳ではございません。

午前中の団体協議会の中でも、この面につきましては、本報告申し上げました通りの様な機関いわゆる特に選挙管理委員会に関しましたのは、上記の非常勤の選挙委員でございます。決定した根拠理由の中にも触れてございます。この非常勤の委員や或いは委員長の報酬を設定する場合には、そのすぐ隣の職員並びにそれに当る方々の扱来される。その職務を遂行するために、拘束される、煩雑の度合、そういう点

ようなものを一応御願において、
概算した訳であります。
そうしました場合、非常勤の当番員
員においては、独立機関の職員という
ようなことは、別にそう変りませんし、当
然同じ格だと、別にそこに差格が
あってもいかないというような考え方
にもった訳であります。従いまして、
当番員の報酬の支給の額が30
円であります。更に選挙管理委
員の関係する所の、非常勤の委員も
当然同格であるなら当然同じ格
にすべきだということと、尚一点は当
番業務の業務内容とそれから選挙
管理委員会が1人手を回して、まって
ありますところの業務の内容とを
勘案した場合にむしろ当番員
の業務が多いということと、更にその
非常勤の方をたのみますので、相
来される時間帯においても尚、当
番員の方々がむしろその度合は多
いというような内容の仕事の関係の問
題をも勘案いたしましてというやはり
報酬においても同じ額にすべき
であるというような意図の一部を
別表訳であります。更にその他の
事についましては、各人に対する個
別的事項は書き出してあります。その事項
の職務、職責、或いは内容、そういった

ものにつきましては、当然それは責任は大きい訳でありますけれども、しかしながら、その仕事をやる執行する面においては、やはり書記長と書員との相違はあるというような考え方にもった訳であります。それを尚知市町村の支給の状況等も一応参考にいたしまして再検討いたしましたところ、先程申し上げたような相当な差違が認められております。知事町村においては、これは市町村は部内の職員が書記を兼ねているから、そんなに差違はあるんじゃないかと、いった様な意見もあった訳でございますけれども、しかしながら総務委員会としましては、あくまでも書記長は書員は部内であろうと部外であろうとこれは平等に差をつけるべきではないかというような考え方に立って この問題を修正した訳であります。

従りまして、そういった様な観点によって報告書のとおり一部修正すべきであるという結論をいたした訳であります。尚この問題等は、その他の問題につきましても、又他の問題でありますので、多分ございましょうし、その都度説明申し上げたいと思っております。簡単に説明を終ります。

宜野湾市議会

議長
市長に対する質疑を許します

19番
この件は1人1回一括のみです。

総務部長
郵送料のみであります。

19番
前の表は、1部の40ドルを30ドルにした。この一表だけですか。

総務部長
いや、いや郵送料にかかってあります。8月もあります。30ドルを10ドルにしてあります。

19番
はい、分りました。

3番
質疑の段階で他市町村の状況を聞かせて頂きたいということですが、1月から4月までは他市町村の議員も来ているという御考えであります。或は予算審議は4月が中心になるから、この中での数が一番多いという結論を出しているようです。予算審議の数

の額がそれぞれ増加するだけの
報酬だという考えですが、

総務課長
　お答を申し上げます。1月から4月
までの報酬これにつきましては、勿論
他市町村とも比較してみります。
特に類似市町村であります所ところの
つまり、出雲、津幡和等の場合は
当市よりは上回ってあります。
事務局としましても少なくとも他
よりは低は上げるべきじゃないかと
いった強い意見もございまして決
定でありますが、がしかしながら消費
税の関係に今度の予算は非常に厳
格予算であります。しかも事業費が
ずいぶん削減されているといった状
況も勿論考慮に入れまして、特殊は上回っても以下になって
ては いかないといった強い考えで
ありまして、他の場合は特にそういった特殊予算だといった強いことも
加味しまして、今年の場合はこの
程度がもっともじゃないかといった強い
結論をだした次であります。更に役
が出不出をかどうかまいりましたが、
は報酬が若干少ないから、役が不
出るというようなことはあり得ないと思
っております。以上答弁とします。

やっぱり議会初に事務局で頂きたいと思っております。

9番

私の質問は質の低下の問題じゃなくて、どの程度の報酬をもらうのが妥当であるか、まさに常識論なのであります。

総務部長

おっしゃるとおりであります。

8番

事務局の説明書によりますと、30万円と10万円、その差額が明らかになっております。そこでお聞きしたいのは、書記長の支給の根拠説明では書記長に対しあるに大きなわけがあるので、これだけの差額は当然あるべきだというお話説明もあったかと思いますが、お話は職責という面からして、それだけの差よりは(2)の事務局理事兼務というその職責からくる場合には、もっとその差を設けるべきじゃないかというお話を考え方にあっておる次でございます。が書記長として、その差が20万円にしかならない。その点について、もう少し説明を願いたい。

総務委員

お答をいたします。物品の取り扱いは委員会以下職員さんを委員に責任にあいても同様であります。ですから申し上げましたように、委員会と委員の場合、委員でありますとかそう決定した諸事項、業務を執行しなければならないという、又義務がある訳であります。唯にどの程度選挙管理委員会は選挙事務に携わるか別にはどの程度拘束されるかという所もいろいろ問題点であります。

そうしますと大体せいぜい年に1回程度と、しかも予算編成する時期的に拘束が大体2～3時間位で済むようであります。勿論選挙の場合は或いは臨時にその場合とかその事例、補欠選挙いろいろ起ってきますけれども、1年を通じてその業務の負担があるかというようなことになると、やはり例申し上げた様な年に1回～2回位いかも知れませんが短時間で完了するのが多いということであります。委員会と委員の20人の差額は知識につきましては、委員は委員会を総括いたしまして業務としてその自治の責任者になるんだということになると、やはり(3)に委員があって、それだけ

責任の度合と、或いは職務の内容というのは自ら判断されるべきものであるべきではないかというような考え方を持っておりまして、20ドルの基準を出した訳であります。更に他の市町村においても相当な金額がある訳でありますので、事務費と事務の内容については、他市町村のものも参考にした訳であります。

8番

今度、2～3日であるというような話でありますが、これは、事務費だけではないでしょう。

総務事務費

そうです。

8番

そういう公務員、選挙にまわれば、これは多額の公務員がやや同じ様な日数、同じ様な仕事をする訳でございます。そういう意味からいきまして、20ドルの報酬というのは、余り高き過ぎるべきものではないかというような考え方を持っておるものでございます。

次は1号ですが、これは著名人講演料とは、どっち思って、上ってはいるんですが

総務課長

お答えいたします。これは予算説明書では、もとの内の枠を設定されてあります。しかしながら支給額はもとの支給してあるものもありますので、支給している額をそのまま予算の整備といいますが、そういう形にして決定付けを図る公示があります。

8番

これは非常勤でいらっしゃる。これは月にして(日)数はどの程度されたのか。

総務課長

これについては当局から説明をお願いします。

消防長

これは文字通りにおいて訓練出動が2月に1(回)位。それから事故の出動ですが、これは日々の出動は多くなくて、度々の出動だけですが、月にして4-5回程度です。

8番

その点について事務局では、どういった形で考慮検討をなされたのか、特別勤務手当について。

総務課長

これはですね、円頼郵便物でありまして、出初、訓練の場合であれ、実際の災害の場合であれですね、出初する場合は又、後で出初手当というのが、費用弁償が出る形であります。これは隊員の出初しようがしまいが、円頼これだけは手当として郵便物として上げるという形なんです。

8番

ざっと今説明にありましたが、殆んど月に1回程度の定例出初してあると、いわゆる訓練という仕事からすれば、点検を伴う仕事でございます。そういう面からして、それは日当手当そのものは多くないとしてはありますが、それを抜いた日当よりは、報償に少しは日当でございます。
抜いた報償分よりはですね。

総務課長

一番説としては、今迄までは実地で検討してありません。見ればということは、これはこの広式の消防団員じゃなくして報償分の別会以外の消防団員でございます。そうしますと、これは、こういう方法であれば、初めは、

いざ災害の場合は一番の武器ですからいっそ災害にはですね。協力協力をして、災害の消火に当るといっても特別な使命がありますわけでありませんし、特にノイローゼということは、災害がある場合しか出初めてありませんわけで、あまりは決して悪すぎるんでといっても孤立することは考えてありません。

8 番

チャペルについては、当局も草稿の段階で考慮に入れて頂きたいという要望をしまして、その質問を終りたいと思います。

2 番

7号、8号の問題について、聞きもありましたが、部内でやってあげたいんですが、部外から出たいというの面で予算を出されて決でですが、予算を引き出されて、書籍の段階にあいては、どこから出るようにしるかっても、部内外どこから出ても この数が一番ということであるということを聞いてありますが、部外という場合に関して この数で、題出できるかどうかと、いう面に疑問する。もっ、ぶ、ぶ、ぶ、ですが、その点

売買予定価格としては、そういう対象にしては、やはりかったというんだが、振り下げての研究はされなかったのかどうか（聴取不能）

総括質疑

引き続いて数字で伺って部分から売買契約できるかどうか、或いはその数字をもって予定の時期と、それから予定時期とはだいぶ変るというような質問の内容でありますが、先程申し上げましたように、これにつきましては部分から譲渡してもらって、この数字は一応の数字だという形の了解にきっての結論であります。その部分から譲渡する予定、この数字で伺ってよいかどうか、その辺まで検討したかという形の質問の内容でありますけれども、予定価格としましては、この数字で売買希望者は得られるという了解にきっております。更にいいますと、ゴルフ場ならば40ドルでは買い受けるが30ドルでは引き受けないというような形のことは絶対に考えられないんじゃないかという形の了解にきっております。従いまして、この数字を引き続いてから事業に伴う部分からの売買は困難だという形のことを懸念してみられると、思いますが、この辺に

ついても法令は先例踏まえた上でこの額を決定してあります。

3　番

この40ドルを30ドルに引き下げたということについては、おのおのそれぞれの立場で賛成は減じません。30ドルを10ドルに引き下げた、いわゆる3分の1に引き下げた、このへんに多少の賛成を減じる数であります。また報告者並びに反例の委員の報告にもありましたが、少数意見がない。結論としてそうなってありますが、委員会の結論を出すまでの過程において審査過程においては、委員会としましては、委員の報酬の10ドルにつきまして、それでは少なし委員会との考え方がありすぎる、せめて20ドルぐらいは妥当じゃないかというような意見はありませんでしたが。

総務委員会

お答えいたします。委員会と委員の20ドルの開きについては、別に意見はございませんでした。反委員会の額については、もっと下げてもいいんじゃないかという意見はございました。そして、とりあえず40ドル程度は

多寡じゃないかという意見はございましたけれども、要望書と要望の額の20ドルの開きについては、別に問題にはなってありません。

3番

この条例は選挙管理委員会に対する報酬だけじゃなくて、他の項でもありますが、選挙管理委員会の報酬に関する審査は、大体どの位の時間を要しますか。

総務課長

この議案を討議されて、審査に過ぎたにおいては、ずばりこの中では30分ぐらいの時間がこの7月と8月に集中されたものと私は思っております。

3番

この引き出しに関して体験の時間で個体協議会の席上の中で、あの報酬に関して多き過ぎる感じがする。というような意見も中に上がりましたが、40ドルを30ドルに下げることについては、別問題は出ますが、要望書引き出して減額する場合、要望書と陳情書のいわゆる減額の仕方どうもいろいろ出ます

申し上げましたように拙速を感ずる
ふしがありますが、もう少し考慮する
余地はありませんか、と申しますのは
この引き出しを仮りに禁止でき
ないという考え方にまでは、しりぞけて
必然的に引き出しがなくなって来る
ことになります。
だからって引き出しそのものは又やはり
禁止できません。何とか一定期間
引き出しをしないがどうか。流通
量を個に対して幾ばくを限って
再考慮はないか。

流通量について

この問題につきましては、書面の
ごとくにあきらかでありますように
個別協議会を開きまして、その
中で浦えさんの意見を聴いてご
ざいます。しかも特にこの問題に
つきましては、知の上にて動いて、
出て動かぬ商いという風じを皆さん
持っておられたという川にあり、その
立場から賛成して決でございます。
従りまして、そういう意見を代弁意
いたしまして、少量に少量を重ねた
結論でございます。
意見としましては、意見の意
見を決定したことを基礎に協議を
申し上げて、そして皆さんの協賛

を伺いまして、そして極力事業推進を図りていきたいと、事業費の使命かと思います。そういった形なら場合1つよろしくお願いしたいと思います。

議長
休憩をします（午後3時50分）
再開をします（午後3時）

議長
再開致します。（午後3時）

議長
本案につきましては委員長報告の段階で継続審議に致します。

議長
暫く休憩致します。（午後3時1分）

議長
再開致します。（午後3時10分）

議長
継続審議中の議案第26号宜野湾市営住宅設置及び管理条例についてを再び議題と致します。

議長
経済民生委員長の報告を求めます。

議長
午前に引き続き本案に対する質疑を求めます。

議長
他に質疑もないようでありますので質疑を終りたいと思いますが、御

異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長
御異議ございませんので、質疑を終り委員長の報告も終ります。

議長
本案に対する討論を許します。

議長
討論も省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長
御異議ございませんので討論を省略しまして表決に付します。

議長
議案第26号宜野湾市営住宅設置及び管理条例についてを表決に付します。原案を一部修正して可決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長

御異議ございませんので、原案を一部修正して可決することに決定を致します。

議長

日程第6議案第18号財産の取得並びに契約については5月7日の本会議において総務常任委員会に付託してありましたが、審査が終了しまして報告書が参っております。

議長

総務常任委員長の報告を求めます。

総務委員長

この議案は先に決定されましたところの予算の繰越の議案とも関連致しまして出来るだけ早目に処理致しまして、そして年度内に執行すべきである。又させるために総務委員会と致しましても相当促進して参った訳でございますけれどもあれ図らんや関連する問題にひっかかりがございまして、今日まで伸ばされた訳でございます。

本議案につきましては善天町の第二小学校の用地がございます。総

面積は3311坪余り、それから共有地1万7千、85坪、それから個人有地156千、85坪、個人有地の場合13筆であります。そして所有者が7名。その内6名は既に解決致しまして契約に伴う文書が取替されております。只1件これは186、37坪であります。これの解決に相当御苦心されて現在も未解決のままになっておりますけれども、先程委員会を持ちまして、その後の折衝或は解決の経過について報告を聞きましたところ先程から御説明申し上げておりますように未だはっきりした承諾の段階には至ってないようであります。そうしますとこの1件のために所期の目的が達成できないということになるとその議案を解決したにしても議決したにしても何もならんじゃないかというような検討も加えた訳でございますけれども、しかしながらこの1件が、この1件については充分解決するという見通しがあるということと、若し万一解決できない場合でも所期の目的或は学校を開設するということについては支障はないというと語弊かも知れませんができないということはあり得ないといった

ような委員会の意見を取入れまして、委員会と致しましては付帯意見もありましたようにこの問題については十人がでぬれば得をするんだと或はこちらから伸ばすことによって色んな条件を持ってくるんじゃないかといったようなことになると非常に問題があるし、これが場合によっては次々と今後の問題にまで発展する或は影響する可能性がありますので他の4名の方々の条件通り解決をしていくんだという、させるんだといったことを強く要望しておられます。その解決を早急にしたならば一応議会にも報告をしてもらうというような付帯意見を要望を付して原案通り可決すべきものと決定した次第でございますので、よろしく御検討下さるようお願いします。

議長
本案に対する質疑を許します。

議長
暫く休憩致します。(午後3時48分)

議長

再開致します。（午後3時48分）

議長
質疑を終りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長
御異議ございませんので、質疑を終り委員長報告を求めます。

議長
本案に対する討論を求めます。

議長
討論も省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長
御異議ないと認め討論を省略します。

議長
議案第18号財産の取得並びに契約についてを表決に付します。

議長
暫く休憩致します。（午後3時49分）

議長
再開致します。（午後3時50分）

議長
委員会の報告の通り原案通り可決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長
御異議ないと認めます。よって本案は原案通り可決することに決定を致しました。

議長
暫く休憩致します。（午後3時51分）

議長
再開致します。（午後3時52分）

議長
委員長報告の段階で継続審議中の議案第25号宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例につきましては質疑の段階で

総務常任委員会の方に再付託をしたいと思いますが、変った御意見でございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長
御異議でございませんので、再付託することに決定を致します。報告の期間を申し上げます。27日の午前中までに報告願いたいと思います。

議長
暫く休憩致します。（午後3時53分）

議長
再開致します。（午後3時57分）

議長
本日の日程が全部終了致しておりますので、本日の会議を終ります。尚明日は午前10時より水道会計の予算を審議したいと思います。

散会（午後3時58分）